

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）

.....

二 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

.....

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置（第十六条・第三十八条） 第四章 雑則（第三十九条・第四十条） 第五章 罰則（第四十一条・第四十四条） 附則 （定義） 第二条（略） 2 4（略） 5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。 第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置 （農林漁業体験民宿業者の登録） 第十六条 農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令	目次 第一章・第二章（略） 第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置（第十六条・第二十九条） 第四章 雑則（第三十条・第三十二条） 附則 （定義） 第二条（略） 2 4（略） 5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であつて、農林漁業者又はその組織する団体が行うものをいう。 第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置 （全国農林漁業体験民宿業協会の指定等） 第十六条 農林水産大臣は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るこ

で定める基準に従って営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

2 前項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項について、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るために必要なものとして定めるものとする。

- 一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容に関する事項
- 二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
- 三 地域の農林漁業者との調整に関する事項

（標識の掲示）

第十七条 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示するものとする。

2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

とを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国農林漁業体験民宿業協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、全国協会の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 全国協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（全国協会の業務）

第十七条 全国協会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十一条第一項に規定する適正営業規程を作成すること。

二 農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）について、第二十一条第一項に規定する適正営業規程に係る登録を行うこと。

三 農林漁業体験民宿業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。

四 農林漁業体験民宿業に関する調査研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 全国協会は、農林水産大臣の承認を受けて、前項第二号の業務に関し手数料を徴収することができる。

3 全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承

（登録実施機関の登録）

第十八条 第十六条第一項に規定する農林水産大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同項の規定による農林漁業体験民宿業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録実施機関の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録実施機関の登録の基準）

第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を

認を受けて、第一項第二号の業務のうち登録の受付け、登録に必要な調査その他農林水産省令で定める業務を、営利を目的としない法人であつて、第二十四条に規定する農林漁業体験民宿業団体を直接又は間接の構成員とするものに委託することができる。

（全国協会の事業計画書等）

第十八条 全国協会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（全国協会に対する改善命令）

第十九条 農林水産大臣は、第十七条第一項各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、全国協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（全国協会の指定の取消し）

第二十条 農林水産大臣は、全国協会が次の各号のいずれかに該当すると

申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならぬ。この場合において、登録実施機関の登録に必要とな手続は、農林水産省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、農林漁業体験民宿業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める農林漁業体験民宿業者の役員又は職員

きは、第十六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、農林漁業体験民宿業者の役員又は職員（過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録実施機関の登録の年月日及び登録番号

二 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地

（登録実施機関の登録の更新）

第二十一条 登録実施機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録実施機関の登録の更新について準用する。

（適正営業規程の認可）

第二十一条 全国協会は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業者の健全な発達を図るため、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に關し少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする規程（以下「適正営業規程」という。）を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき、同様とする。

一 役務の内容に関する事項

二 地域の農林漁業者との調整に関する事項

2 農林水産大臣は、前項の適正営業規程が次の各号に適合すると認められるときでなければ、これを認可してはならない。

一 利用者の利便の増進に資するものであること。

二 地域の農林漁業との調和の確保に資するものであること。

(登録実施の義務)

第二十二條 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第二十三條 登録実施機関は、登録実施事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録実施事務規程)

三 農林漁業体験民宿宿業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(適正営業規程の変更命令)

第二十二條 農林水産大臣は、前条第一項の認可を受けた適正営業規程の内容が同条第二項各号の一に適合しなくなったと認めるときは、全国協会に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(適正営業規程に係る農林漁業体験民宿業者の登録)

第二十三條 全国協会は、農林漁業体験民宿業者から第二十一条第一項の認可を受けた適正営業規程に従って営業を行おうとする旨の申出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の標識について承認を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十四条 登録実施機関は、登録実施事務に関する規程（次項において「登録実施事務規程」という。）を定め、登録実施事務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録実施事務規程には、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

（登録実施事務の休廃止）

第二十五条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 農林漁業体験民宿業者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十七条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関に対する改善命令)

第二十八条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、登録実施事務を行うべきこと又は農林漁業体験民宿業者の登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の取消し等)

第二十九条 農林水産大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第三十条 登録実施機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録実施事務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録実施機関の登録をしたとき。

二 第二十三条又は第二十五条の規定による届出があつたとき。

三 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第三十四条 都道府県知事は、前条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農林漁業体験民宿業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し）

第三十五条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体の指定を受けたとき。

（削る。）

（報告及び立入検査）

第三十六条 農林水産大臣は登録実施機関に対して、都道府県知事は農林漁業体験民宿業団体に対して、この法律の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（準用規定）

第二十六条 第十九条及び第二十条第一項の規定は、農林漁業体験民宿業団体について準用する。この場合において、第十九条中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第十七条第一項各号」とあるのは「第二十五条各号」と、「第二十條第一項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第十六条第一項」とあるのは「第二十四条」と、「同項第一号中「第十七条第一項各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

（報告及び立入検査）

第二十七条 農林水産大臣は全国協会に対して、都道府県知事は農林漁業体験民宿業団体に対して、この章の規定の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3（略）	2・3（略）
（聴聞の方法の特例） 第三十七条 第二十九条又は第三十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。	（聴聞の方法の特例） 第二十八条 第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
第三十八条（略）	第二十九条（略）
第四章 雑則	第四章 雑則
第三十九条（略）	第三十条（略）
第四十条（略）	第三十一条（略）
（削る。）	（罰則）
第五章 罰則	第三十二条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 2 全国協会又は農林漁業体験民宿業団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その全国協会又は農林漁業体験民宿業団体の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その全国協会又は農林漁業体験民宿業団体に対して同項の刑を科する。
第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反し	

た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

二 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準		税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準		税率
一〇三十の三 （略）				一〇三十の三 （略）			
三十の四 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録							
(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数		一件につき 一万五千元				
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数		一件につき 九万円				

三十一、五十四（略）

三十一、五十四（略）